



市田柿特認生産者認定制度の申請受付について

令和2年度の申請を受け付けます。下記の申請者要件を満たし、審査基準を達成できる見込みのある方は期日までに申請書の提出をお願いいたします。

■制度の概要

市田柿特認生産者認定制度は、市田柿の生産量確保と品質向上を図り、市田柿ブランドを維持しようとする規模拡大生産者を育成支援するための制度です。認定者は、市田柿生産振興補助金の優遇措置が受けられます。

■申請要件

1. 飯田市に住所を有し、市内で現在農業経営を営んでいる方（組織経営体にあつては農業生産法人）
2. 市田柿の栽培と加工を行い、市田柿の出荷量（干上量）1.0 t以上で、市田柿栽培面積 10a 以上の方

■認定

- ・ 飯田市市田柿特認生産者認定審査会に諮問した上で認定の可否を決定します。
- ・ 認定の有効期限は5年とします。
- ・ 認定の更新を希望する方は原則として認定有効期間満了の2ヶ月前までに更新申請書を提出してください。

■審査の基準

1. 5年後の市田柿の生産目標は、市田柿の出荷量（干上量）が2.0t以上、栽培面積20a以上であり、確実に目標を実現できる見込みがある方
2. 市田柿生産の規模拡大や改善に積極的に取り組む意欲と能力を有し、地域の中核として先導的な立場で取り組み、地域における市田柿の振興を図ることが期待できる方
3. 市田柿の魅力や価値を高めるための取り組みを行うとともに、市田柿ブランド推進協議会等の市田柿のブランドを高める取り組みに参画する方

★令和2年度 審査会の開催について

- ・ 今年度の審査会は、8月を予定しています。

★申込書の提出について

- ・ 申請を希望される方は、令和2年6月26日（金）までに提出をお願いします。

- ★市田柿生産振興補助金の申請は、認定後に提出をお願いします。



問合せ先：飯田市農業課 生産振興係 0265-21-3217

～「見直そう！農業機械作業の安全対策」～

★長野県 春の農作業安全運動月間 5月1日～5月31日★

春の農作業期を迎え、農作業事故が増える時期です。農業就業人口が減少し、高齢農業者の割合が増加する中で、平成29年の農作業死亡事故者数は304人と、平成20年からの10年間で70人減少していますが、農業就業人口当たりの農作業事故死亡者数は増加傾向にあり、そのうち80歳以上が4割を占めています。

全国的に特に死亡事故が多く発生している乗用型トラクターについては、安全フレームやシートベルトなどを追加装備しましょう。また、農業機械の整備不良を要因とした農作業事故を防止するため、日常的・定期的に点検・整備を行きましょう。



問い合わせ先：飯田市農業課生産振興係 0265-21-3217

～「新型コロナウイルス感染症について」～

★ 農業関係者のみなさまへ ★

食料の安定供給等に重要な役割を担う農業者や集出荷施設等の従業員のみなさまの中で、新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときに、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめた「ガイドライン」が農林水産省対策本部で作成されています。

① 予防対策の徹底

厚生労働省、長野県、飯田市、農協等の情報に基づいて、**徹底した対策**をお願いします。

② 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

- ・患者が確認された場合には、関係者に周知するとともに、**保健所に報告し、対応について指導を受けてください。**
- ・保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。
- ・**濃厚接触者**と確認された農業関係者には、**14日間の自宅待機及び健康観察を実施**してください。
- ・濃厚接触者と確認された農業関係者は、**発熱又は呼吸器症状**を呈した場合は、**保健所に連絡し、行政検査**を受検します。

③ 生産施設等の消毒の実施

- ・**保健所の指示に従って**、感染者が作業に従事した区域の消毒を実施します。
- ・**一般的な衛生管理が実施**されていれば、感染者が発生した施設等は**出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はありません。**

④ 業務の継続

あらかじめ**地域の関係者が連携する体制の検討**をお願いします。当面の営農活動の継続のために、**支援を必要とする作業**を検討し、**作業の優先順位付け**を行います。**周辺農業者や受託組織**の活用など、あらかじめ役割を明確にします。必要に応じて関係機関へご相談ください。

(連携が想定されるグループ→生産部会、農業法人、集出荷事業者等を共有する集団、集落など)

詳しくは、[農林水産省 HP「新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン」](#)をご確認ください。

★資金繰りが困難な農林漁業者のみなさまへ★

新型コロナウイルス感染症の影響により、農林漁業経営の維持安定が困難な方を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の引き上げ、実質無利子化、実質無担保等での貸付けを行うなど、必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資しています。(新型コロナウイルス緊急対応策第2弾)

詳しくは、[農水省 HP「農林漁業者への資金繰り支援策」](#)をご確認ください。

★厚労省「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」★

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、休校となった小学校等に通う子供等のお世話をする保護者である労働者に対し、有給休暇を取得させた農林漁業者も助成金の対象となります。

制度や手続きの詳細については、[厚労省 HP「新型コロナ休暇支援」](#)または、[農水省 HP「小学校休業等対応助成金」](#)をご確認ください。

